

# 七飯町建設工事入札参加者指名選考委員会規程

(昭和56年4月1日 規程第1号)

(設置)

第1条 七飯町の建設工事入札参加者の指名を厳正かつ適正に行うため七飯町建設工事入札参加者指名選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、建設工事の入札参加者指名選考について調査協議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副町長をもって充てる。

3 委員は、次の職にあるものをもって充てる。

(1) 経済部長

(2) 総務部総務財政課長

(3) 経済部農林水産課長

(4) 経済部土木課長

(5) 経済部都市住宅課長

(6) 経済部水道課長

(7) 会計課長

(8) 教育次長

4 委員長は、委員会を総理する。委員長に事故あるときは経済部長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

(議事)

第5条 委員会の会議は、委員の過半数をもって成立し、出席委員の過半数をもって決する。

(関係者等の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、経済部土木課に置く。

(秘密を守る義務)

第8条 委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年9月30日規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規程第2号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日規程第5号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規程第7号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月25日訓令第1号）

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日訓令第3号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月9日規程第3号）

この規程は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年9月29日規程第3号抄）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年4月13日規程第2号）

この規程は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月28日規程第1号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。